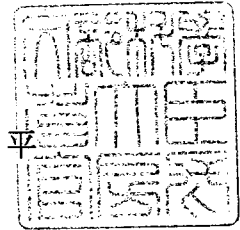


24文科生第346号  
平成24年8月23日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会 殿

文部科学省大臣官房長

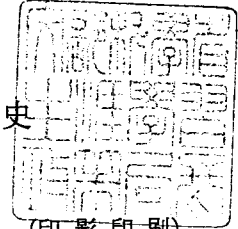
前川 喜平



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長

合田 隆史



(印影印刷)

いじめの問題に関する高等専修学校に在籍する生徒の実態把握に係る  
緊急調査について（依頼）

新聞等で報道されているとおり、児童生徒の自殺が発生し、その背景にいじめがあるとされていることや、本年7月に入ってから「24時間いじめ相談ダイヤル」の相談件数が大きく増加していることについて、文部科学省として大変深刻に受け止めております。7月13日の「文部科学大臣談話」(※)にもあるとおり、子どもの命は非常に大切であり、守らなければならないものです。文部科学省としては、8月1日に、大臣官房に「子ども安全対策支援室」を立ち上げ、学校等の迅速かつ効果的な対応を支援していく所存であります。

貴職におかれましても、このような痛ましい事案が発生することのないよう、この機会にいじめ等の問題行動の実態を把握し、これを防止する体制を改めて確認いただければと存じます。併せて、生徒に対し、いじめで苦しんでいる場合には、親や教員、地域の大人などに相談してほしいというメッセージを伝えていただきたいと思います。

このため、緊急にいじめの問題に関する生徒の状況を把握していただくための調査を実施することといたしました。学校が夏休みの時期ではありますが、御協力いただくとともに、別紙を御参照の上、高等学校と同様に所轄の高等専修学校について現時点の状況を報告していただくよう、お願いいたします。

※ [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/daijin/detail/1323548.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1323548.htm)

記

提出期限 平成24年9月20日（木）

提出方法 別添様式に入力の上、E-mailによる提出（添書不要）

その際、件名は「【いじめ調査（都道府県・都道府県教育委員会名）】  
各票の送付」としてください。

提出先 文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室専修学校第一係  
(メールアドレス syosensy@mext. go. jp)

(参考資料)

- 別添1 いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査について(依頼)  
(平成24年8月1日 24文科初第533号)
- 別添2 いじめの定義

**【本件問合せ先】**

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室  
専修学校第一係（菅谷・一岡）  
電話：03-6734-2939（直通）  
FAX：03-6734-3715  
E-mail: syosensy@mext. go. jp

(別紙)

いじめの問題に関する高等専修学校に在籍する生徒の実態把握に係る緊急調査について

1. 調査の趣旨

いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に高等専修学校におけるいじめの認知件数等を把握するため。

なお、「いじめ」の定義は、別添2のとおりとする。（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」と同一。）

2. 調査・依頼内容

高等専修学校における生徒の状況の把握及びいじめの認知件数等について

3. 調査対象

高等専修学校

4. 調査項目

用紙	調査項目
回答票	I. いじめの認知件数等 II. いじめ問題への特色ある取組

5. 調査手順

(1) 文部科学省より、以下の各票を、都道府県主管部課及び都道府県教育委員会主管部課に送付。

回答票：本件調査の回答用紙

集計票：本件調査の集計用紙

(2) 都道府県主管部課、都道府県教育委員会主管部課及び各高等専修学校においては、次の手順に従う。

【都道府県主管部課・都道府県教育委員会主管部課の手順】

- ① 所管の高等専修学校に対し、回答票を送付。
- ② 所管の高等専修学校から提出された回答票について集計し、集計表に記入。
- ③ ②で記入した集計表を文部科学省に提出。

【各高等専修学校の手順】

生徒の状況を把握し、回答票に関する当該高等専修学校の状況を回答票に記入し、都道府県主管部課又は都道府県教育委員会主管部課に提出。

(3) 都道府県主管部課及び都道府県教育委員会主管部課から提出された集計票について、文部科学省において集計する。

## 6. 結果の公表の方法

この調査の結果は、全国集計を取りまとめ、公表するとともに、高等専修学校関係の各種会議等において配付を予定している。ただし、個別事案が特定されないような扱いとすることとする。

## 7. 資料の扱い

提出された資料に対し開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき処理する。